

池田市公共施設等マネジメント指針の概要（1/2）

1. 公共施設等マネジメント指針の概要・位置付け

(1) 目的

「公共施設等マネジメント※1」の意義と本市における公共施設等に関する基本的な考え方を庁内外で共有し、推進体制の構築を図ることを目的としています。

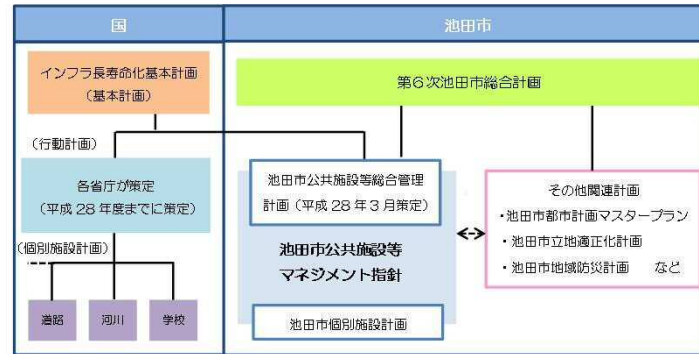
※1 公共施設等マネジメント

地方公共団体が保有し、又は借り上げている全ての公共施設やインフラ施設及び土地を、自治体経営の観点から総合かつ統一的に企画し、管理し、利活用する取組のこと

(2) 背景

- ◆全国的に公共施設等の老朽化、更新問題の顕在化
 - ◆本市における公共施設等の見直しの取組
 - ・H12年度「池田市公共施設再評価委員会」にて一定の見直しを実施。
 - ・H27年度「池田市公共施設等総合管理計画」の策定。
- ⇒今後さらなる見直しの必要性

(3) 位置付け



(4) 対象施設

本市が保有する施設、または借り上げて行政サービスを行う施設、道路・橋りょうなどのインフラ施設及び土地。

(5) 適用について

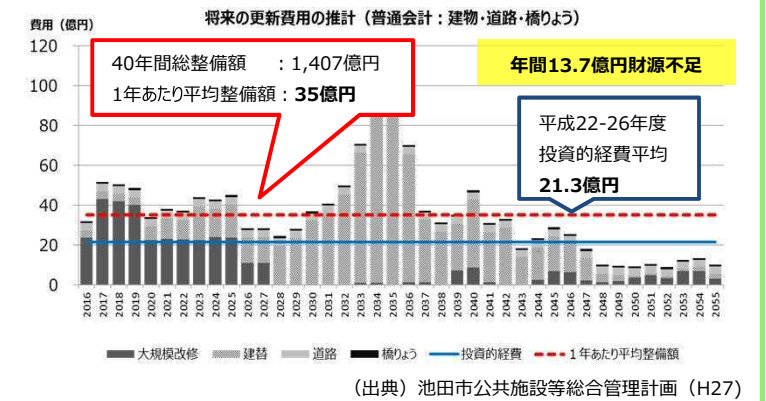
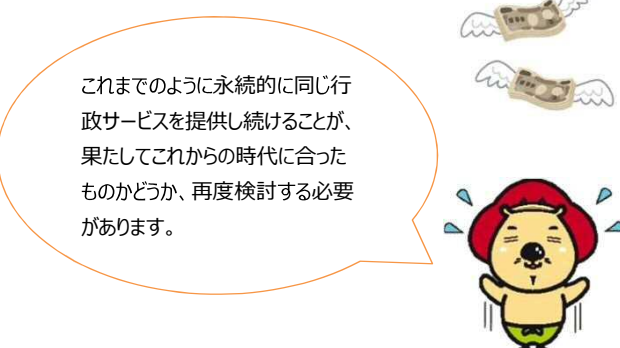
令和元（2019）年度から令和37（2055）年度まで。

(3) 財務：財政に係る課題

少子高齢化の進行により市税収入をはじめとする歳入の増加が見込まれない一方、人件費、扶助費、公債費の削減は困難であり、今後は公共施設等の更新などに関連する投資的経費を減額せざるを得ない状況にあります。

また本市の全ての公共施設等の改修、更新費用の推計によると年間13.7億円の不足が見込まれています。

つまり、**今後すべての公共施設等を維持管理・更新していくことは困難**であるといえます。

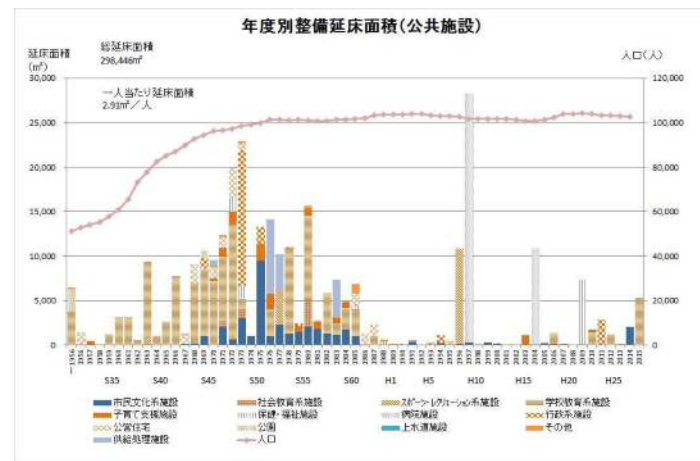


2. 本市の抱える課題

本市においても全国と同様の課題を抱えています。

(1) 品質：公共施設等の老朽化に係る課題

「1つの機能（サービス）を1つの施設で果たす」という考え方で昭和40年代～50年代に整備されてきた多くの公共施設が一斉に更新時期を迎えています。また老朽化した施設への対症療法な保全は、施設の安全面への問題のほか、施設の更新に係る費用が結果的に高まる事態にもつながります。



(出典) 池田市公共施設等総合管理計画 (H27)

(2) 供給：人口に係る課題

令和27（2045）年には本市の人口は平成27（2015）年の86%程度まで落ち込む見通しです。令和17（2035）年には3人に1人が65歳以上となり、少子高齢化が進行していきます。従来の考え方と整備された単一機能、大規模施設では、急速に変化し複雑化する行政ニーズへの対応が難しくなります。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所 (H30年推計)

3. めざすべき姿

今後将来世代に大きな負担を残さず持続可能な、また地域の魅力を創出するまちづくりを実現するため、次の3つをめざすべき姿として設定します。

1. 持続可能な行政運営

- 必要な市民サービスを安定的に提供できる環境をめざします。

2. 市民交流の活性化

- 市民が集い、活発な交流が絶え間なく続く場の提供に努めます。

3. 絶え間ない変化への対応

- 法規制や社会情勢、技術や市民志向の変化にも対応する体制を構築します。

4. 公共施設等マネジメント基本方針

本市における課題を踏まえ、めざすべき姿の実現に向け、以下の3つを公共施設等マネジメント基本指針と定めます。

1. 公共施設等の効率的保全

- 点検結果、工事・修繕履歴に基づく保全費用の精査
- 計画的な予防保全による長寿命化

品質

2. 公共施設等の適正配置

- 機能に着眼した公共施設等の再編
- 施設の総量の縮減と適正配置

供給

3. 公共施設等の有効活用

- 効果的な資産活用の推進
- 管理・運営の効率化

財務

方針の詳細は次ページをご覧ください



池田市公共施設等マネジメント指針の概要（2/2）

方針1：公共施設等の効率的保全

課題

本市の公共施設の多くは整備後40年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。また、従来公共施設等は劣化や損傷してから対処する「事後保全」により修繕などの対応を行っており、必ずしも効率的、効果的な修繕を行っているとは言えない状況にありました。

取組

日常の管理や定期的な点検を適切に行い、工事・修繕履歴に基づいて保全費用の精査及び確保に努めていきます。対策の優先順位の考え方を整理し、今後も維持していく施設については、計画的な「**予防保全**」に維持管理方法を転換し、**施設の機能維持、防災機能の強化、長寿命化、ライフサイクルコスト※2の低減**を図ります。
省エネルギー設備等の導入により施設の環境性能の向上や、**ユニバーサルデザイン※3**の導入による施設の利便性の向上についても推進します。



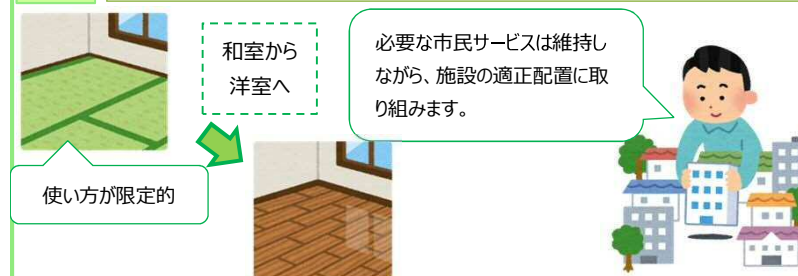
方針2：公共施設等の適正配置

課題

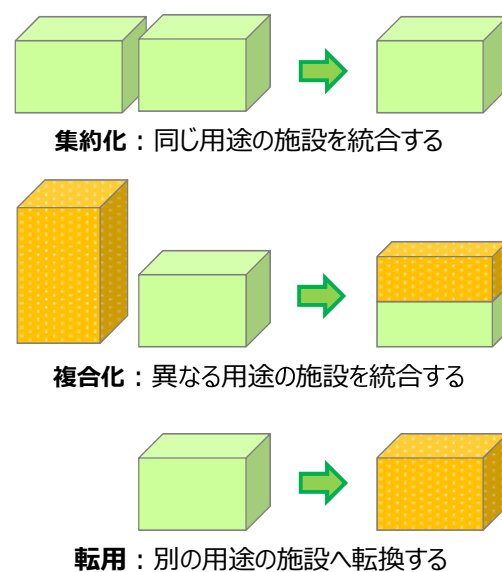
教育や文化、集会施設などのサービス（機能）ごとに必要な建物施設を個々に整備してきた結果、施設数の増加に伴い維持管理費用が増加し、また類似施設が近接するなど、必ずしも効率的な利活用、最適な配置がなされていない状況にあります。
さらに、施設整備当初から人口規模や構成に変化が生じており、市民ニーズが変化していることが考えられます。また、サービスの提供手法は以前よりも柔軟になっています。

取組

公共施設は人口規模、財政規模に見合う施設保有量へ縮減するため、原則、**現状規模での建替えを行わない**こととします。施設の更新を行う際には、再配置手法「**①集約化、②複合化、③機能統合、④民間活用、⑤広域連携、⑥転用**」の可能性を検討します。
防災計画とも連動した施設の適正配置を図り、施設整備時には将来の転用に柔軟に対応できる建物仕様を検討します。



再配置手法の例



方針3：公共施設等の有効活用

課題

既に全ての公共施設等を更新するために必要となる費用に対し、財源が圧倒的に不足している状況に加え、公共施設等は日常的な運営や維持管理にも多額の経費を要しています。

取組

公共施設等の維持管理・更新に関する財源確保に向け、**新たな収入を確保する方策**を検討するほか、毎年本市が保有する**遊休資産の情報を公開**し、売却を含めた活用策を検討します。また施設の使用料等について、**受益者負担の適正化**なども検討します。指定管理者制度などのPPP※4やPFI※5など、**民間事業者のノウハウを活用**し、施設の効果的・効率的な管理・運営をめざします。

※4 PPP (Public Private Partnership)
公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと

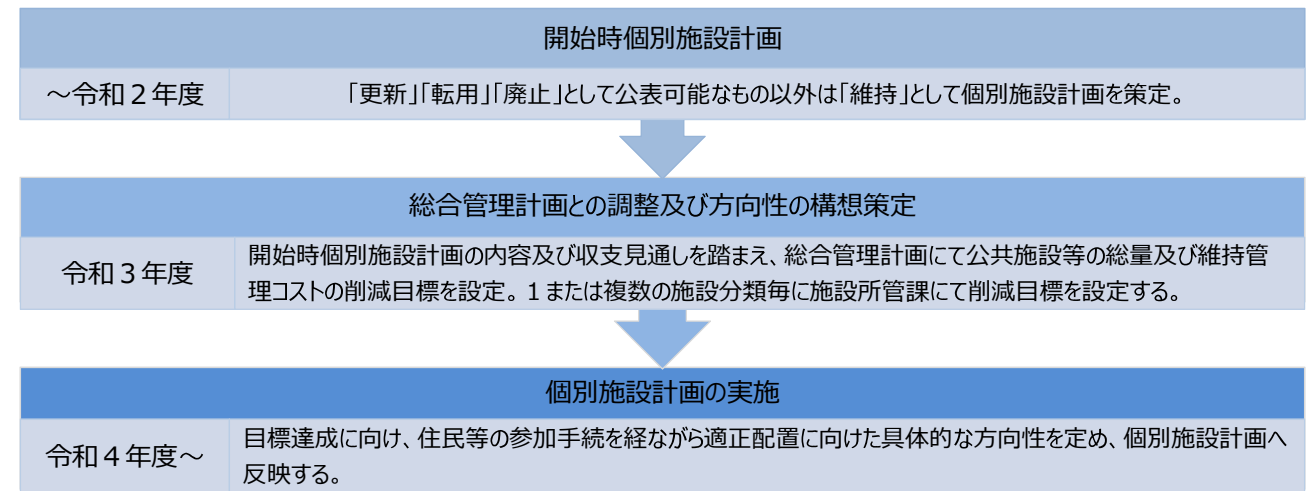
※5 PFI (Private Finance Initiative)
公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営などに、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を計るという考え方のこと



5. 公共施設等マネジメントの推進にあたって

(1) 今後の取組【別紙1】

公共施設等マネジメントの基本指針を着実に実施するため、以下の取組を行います。



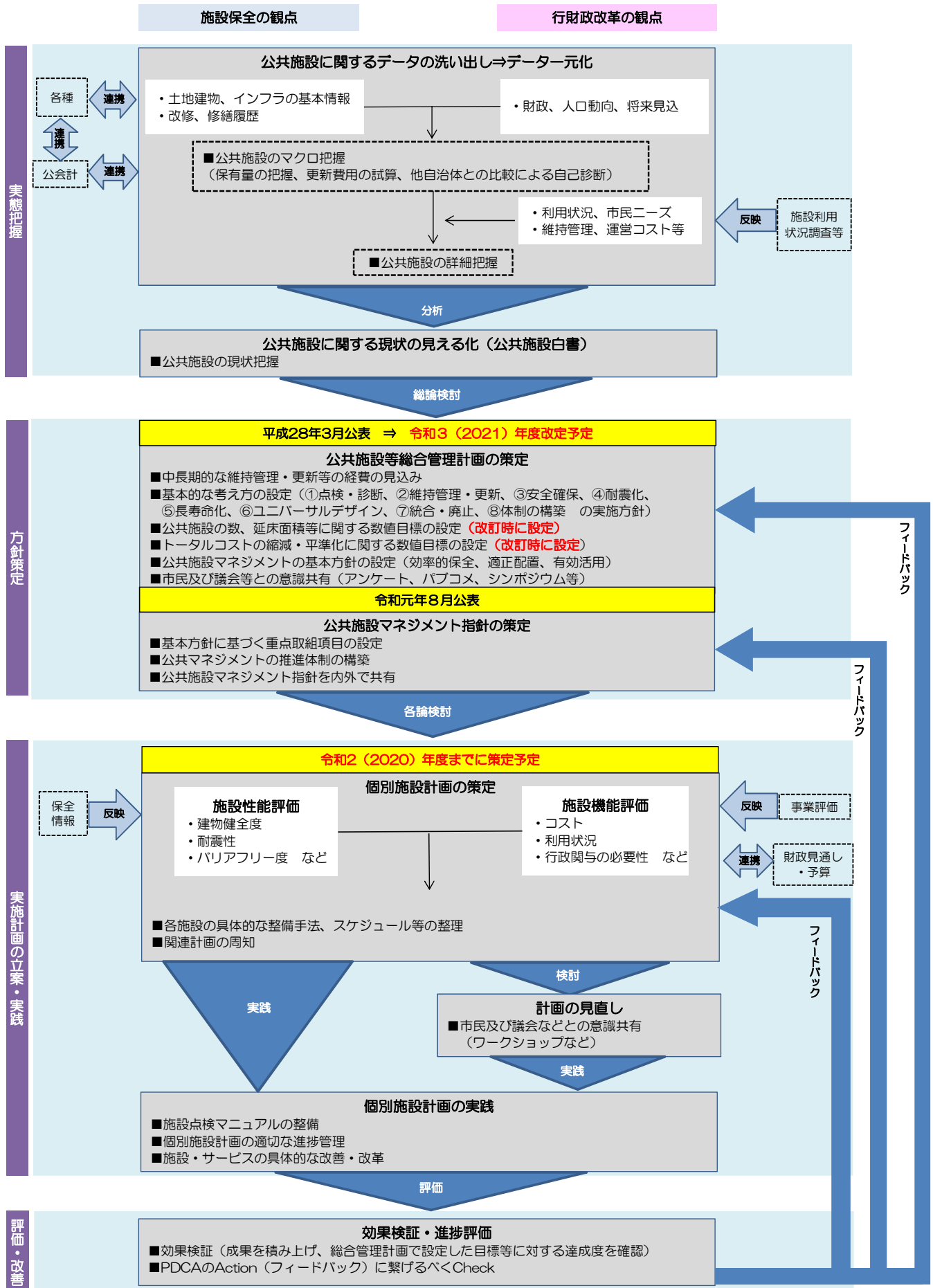
(2) 庁内の推進体制【別紙2】

職員が公共施設等の問題意識を共有し、これまで施設所管課が管理していた施設情報を、部局の枠組みを超えて一元的に管理し、施設総量の縮減及び最適配置に向けたプロセスの統括管理、施設保全の総合的かつ戦略的な実施及び全庁的視点に立った公共施設等マネジメントの強力な推進と進捗管理を行う体制を構築します。

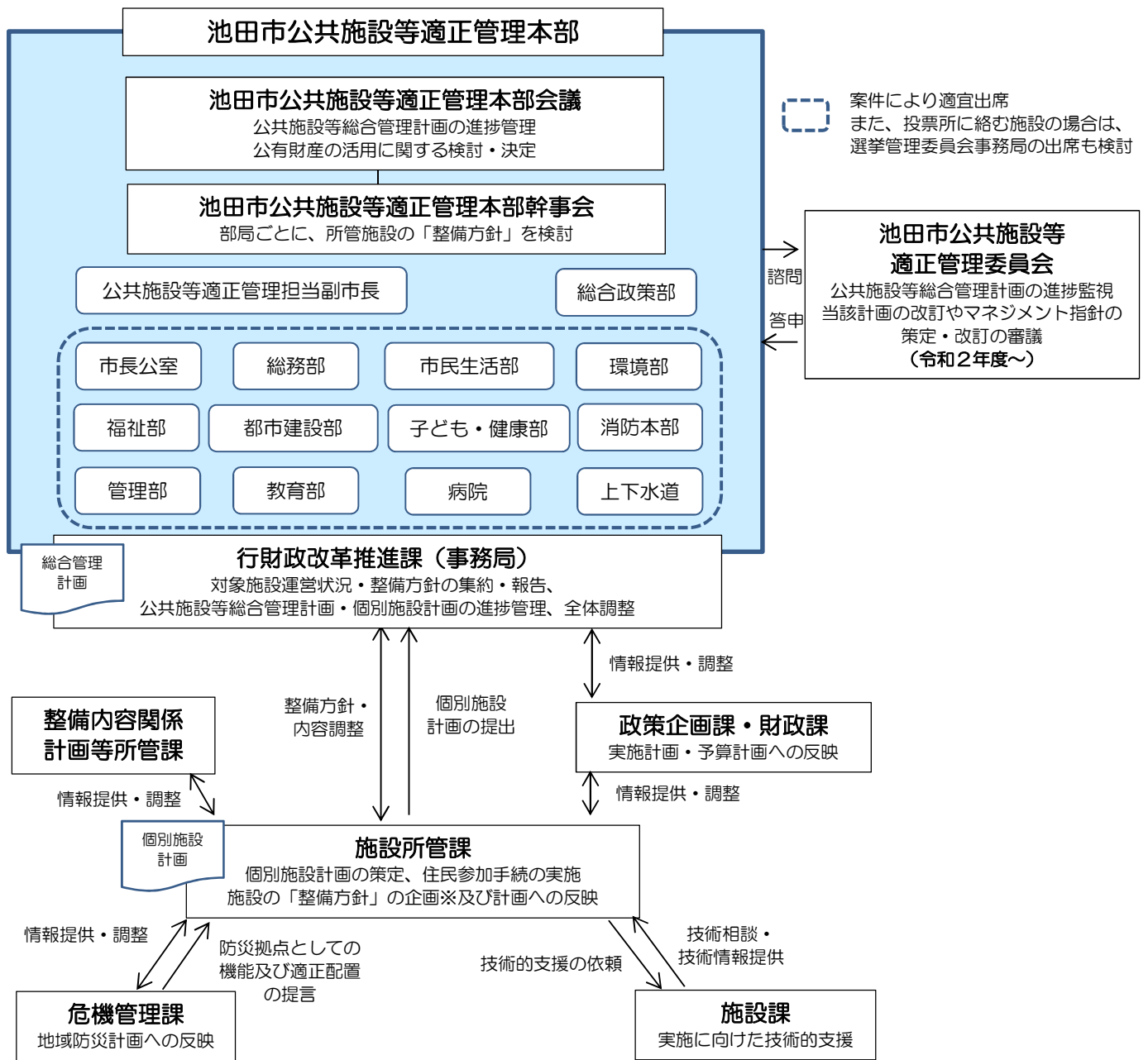
(3) 市民との協働

これからの時代に合った新しい公共施設・公共空間のあり方を、ワークショップなどを通じて市民の皆さんと協働で考えていきます。

【別紙1】今後の取組の流れ



【別紙2】 庁内推進体制図



※複合施設に係る企画や転用に係る企画で複数部局に係るものは、
行財政改革推進課が調整する。